

国保組合の行う適用除外について

法人事業所及び 5 人以上の常勤従業員を雇用する個人事業所は、健康保険・厚生年金の加入が義務付けられている事業所(強制適用事業所)のため、新規での薬剤師国保組合への加入はできません。

健康保険適用除外承認申請の要件は下記の通りです。

【保国発 1215001 号 平成 17 年 12 月 15 日 厚生労働省通知 抜粋】

- (1) 国民健康保険組合の被保険者である者を使用する事業所が法人となる又は 5 人以上事業所となる等により、健康保険の適用事業所となる日において、現に国民健康保険組合の被保険者である者
- (2) 国民健康保険組合の被保険者である者が法人又は 5 人以上事業所を設立する等により、健康保険の適用事業所となる場合における当該被保険者
- (3) (1) 又は (2) に該当することにより適用除外の承認を受けた者を使用する事業所に新たに使用されることとなった者
- (4) 国民健康保険組合の被保険者である者が、健康保険の適用事業所に勤務した場合における当該被保険者

現在薬剤師国保組合に加入している事業所が、経営形態が変わり開設者変更が生じた際、その開設者が他の健康保険に加入しており当組合へ加入できない場合、薬剤師国保組合に加入している被保険者（管理薬剤師の方）を事業主組合員としてお届出いただく事で、その事業所に勤務する従業員の方は引き続き薬剤師国保に残ることができます。

二以上事業所勤務について

健康保険の適用除外承認を受けて薬剤師国保組合に加入中の被保険者が、新規に事業所を設立し、新規事業所においても被用者として健康保険の被保険者資格を有することになり、新規適用事業所の業種が国民健康保険組合の**業種と同一でないとき**は、国保組合の資格を喪失し、協会けんぽに加入することになるとされています。

健康保険適用除外承認申請の手続き

適用除外承認申請は事由が発生したときから 14 日以内に管轄の年金事務所へお届けをお願いします。